



休眠預金等活用法に基づく異動事由の認可のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2024年9月30日「[新システム移行予定日に関するお知らせ](#)」のとおり、商工中金では2025年1月に新システムへの移行を予定しております。新システムへの移行にともない、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(休眠預金等活用法)第2条第4項第2号に規定する異動事由について必要な認可を受け、新システムの仕様に合わせた異動事由へと変更することをお知らせいたします。

なお、新システムへ移行後は、以下の対象預金にかかる対象取引が異動事由となるため、最終異動日を更新する異動事由(休眠預金の判定を行う基準日を更新する取引)が現行対比で拡大しており、お客さまの不利益となるものではございません。

1. 適用開始日 2025年1月1日(水)

2. 対象預金

- ・当座預金
- ・普通預金
- ・通知預金(通帳式、証書式)
- ・自由金利型定期預金(M型)(通帳式、証書式)＜単利型＞
- ・自由金利型定期預金(M型)(通帳式、証書式)＜複利型＞
- ・自動継続自由金利型定期預金(M型)(通帳式、証書式)＜単利型＞
- ・自動継続自由金利型定期預金(M型)(通帳式、証書式)＜複利型＞
- ・自由金利型定期預金規定(通帳式、証書式)
- ・自動継続自由金利型定期預金規定(通帳式、証書式)
- ・新型定期預金＜マイハーベスト＞
- ・積立定期預金
- ・別段預金

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

3. 対象取引

規則第 4条第 3項	当座預金	普通預金	通知預金	定期預金	積立定期 預金	総合口座	別段預金	納税準備 預金	債券買入 預金
第1号	—	○	○	○	○	○	—	—	—
第2号	○	○	—	—	—	○	—	—	—
第3号	(○) → ○	(○) → ○	○	○	○	(○) → ○	○	(○) → ×	—
第4号	○	○	—	—	—	—	—	—	—
第5号	○	○	○	○	○	○	○	—	—
第6号	—	(○)	○	(○)	—	(○)	—	—	(○) → ×
第7号	—	○	—	○	—	○	—	—	—

※各号における全ての取引が最終異動日の更新事由に該当するわけではないため、詳細は規定、ホームページをご確認ください。

各記号の説明

- 「(○)」・・・認可済の項目
- 「○」・・・今回新たに申請し、認可を受けた項目
- 「(○) → ○」・・・認可済であり、同号内で別取引を新たに申請して認可を受けた項目
- 「(○) → ×」・・・認可取消を受けた項目
- 「—」・・・変更なし

異動事由(施行規則第4条第3項)

- 第1号. 預金者等の申出による預貯金通帳又は証書の発行、記帳もしくは繰越
- 第2号. 預金者等による残高の確認の求め
- 第3号. 預金者の申出による契約内容又は顧客情報の変更
- 第4号. 預金者等により、当該預金口座を借入金の返済に利用する旨の申出
- 第5号. 預金者等が残高証明書等の郵送資料等を受領し、情報の全部または一部を確認出来たこと。
- 第6号. 複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じたこと。
- 第7号. 休眠預金対象外預金と預金等を組み合わせた商品にかかる預金等で、対象外預金が1～5号までの事由が生じたこと。

4. 預金規定の改定

休眠預金等活用法に基づく認可・変更に伴い、預金規定を改定いたします。改定後の規定は[別紙](#)のとおりです。